

平成 18 年 5 月 15 日  
ワーキングチーム

## 統計制度改革検討委員会 報告（素案）

### 第 2 新たな法制度の基本的な枠組み

本委員会は、現行の統計法及び統計報告調整法を中心とする法制度について、第 1 で述べた基本認識に立った新たな法制度の基本的な枠組みを以下のとおり取りまとめた。

以下では、枠囲みされている部分に法制度の骨格となるべき事項を、枠外にその趣旨・考え方、現行制度との関係等を、それぞれ配するようにおおむね整理しているが、法令としての用語や表記、事項の配列、規定を設ける法令等のレベル（法律・政令等）といった点については、政府における今後の立案作業において、関係法律を改める際の形式も含めて更に検討が加えられる必要がある。

#### 10 統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用

統計調査の民間開放の推進に対応した秘密保護措置及び統計データの二次的利用の促進に関し、総務省「統計法制度に関する研究会」の報告を踏まえて、新たな法制度全体の整合を図りつつ法制上の措置を講ずること。

統計調査の民間委託の推進及び統計データの二次的利用の促進に関しては、総務省「統計法制度に関する研究会」（座長：廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授）の報告を踏まえて、本報告が提言する新たな制度との整合を図りつつ、全体として一つの法制度として機能するよう、政府において今後の立案作業を進めることを期待する。

なお、統計データアーカイブについては、当面、その前提となるデータ整備を進める観点から、個体を識別するための情報の取扱いに留意しつつ調査票を長期的に保存するための仕組みを整備することとし、その具体的な在り方については、匿名標本データ等に係る新たな制度の運用状況、調査対象者の意識等も踏まえて、制度所管大臣、統計作成機関、研究者等が連携を図りながら、あらためて設置・管理・利用の在り方、法制度における位置づけ等を検討することが望ましい。検討に当たっては、基本計画において検討体制や検討期間、主要な検討事項等を明確にするなどして計画的に取組を進めることが適当である。